

国立国会図書館

集団的自衛権をめぐる動向

—政府の憲法解釈とその見直しに向けた課題を中心に—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 827(2014. 6. 10.)

はじめに

I 集団的自衛権の国際法上の位置付け

II 憲法第9条と集団的自衛権の関係をめぐる憲法
学説

III 集団的自衛権に関する政府の憲法解釈

IV 集団的自衛権に関する政府の憲法解釈見直しに
向けた動き

V 主要な論点

おわりに

- 集団的自衛権は、国際法上、武力行使が一般的に禁止されている中、国連憲章第51条で、その例外の一つとして規定された権利である。
- 憲法第9条と集団的自衛権の関係をめぐる憲法学説を分類する。学説において集団的自衛権が自覚的に論じられるようになったのは最近のことである。
- 政府は集団的自衛権について、国際法上、保有しているが、憲法上、行使が許されないという憲法解釈を取ってきたが、第2次安倍晋三内閣発足後、集団的自衛権に関する政府の憲法解釈の見直し論議が本格化した。
- 平成26(2014)年5月に、安保法制懇が集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を求める第2次報告書を提出したのを受け、政府は、それについての検討を開始する方針を打ち出した。
- 集団的自衛権の他、武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）及び国連平和維持活動（PKO）等の関連論点を含め、議論が行われている。

国立国会図書館

調査及び立法考査局外交防衛課・憲法課

やまもと けんたろう やまおか のりお
(山本 健太郎・山岡 規雄)

第827号

はじめに

平成 26 (2014) 年 5 月 15 日、安倍晋三首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下「安保法制懇」)は報告書¹を首相に提出した。政府はこれまで、集団的自衛権の行使は憲法第 9 条に違反すると解釈してきたが、その変更を求める内容であった。これを受け、同日の記者会見で首相は今後の政府による検討の基本的方向性を表明した²。

本稿は、現在の集団的自衛権についての議論を理解する一助となることを目指したものである³。まず、集団的自衛権とは何かについて、国際法上の位置付けを述べる。次に、わが国の憲法学説上の集団的自衛権を概観する。そして、現在の集団的自衛権をめぐる政府の憲法解釈の推移を跡付け、憲法解釈の見直しに向け、どのような動きが起きているのか事実関係を簡単に振り返る。最後に、主要な論点の整理を試みる。

本稿は平成 26 (2014) 年 5 月末日までを対象としている。文中の肩書はすべて当時のものである。

I 集団的自衛権の国際法上の位置付け

1 定義及び経緯

集団的自衛権は、国際法上、「他の国家が武力攻撃を受けた場合、これと密接な関係にある国家が被攻撃国を援助し、共同してその防衛にあたる権利」とされている⁴。

集団的自衛権は国際法上、1945 年発効の国連憲章第 51 条で、「個別的又は集団的自衛の固有の権利」と初めて明記された⁵。ただし、自衛権(この場合、特に個別的自衛権)は国連憲章が発効する以前から慣習国際法上、認められていたとされている⁶。

国連憲章第 51 条に規定されている(個別的及び集団的)自衛権は、安全保障理事会(以下「安保理」)による強制措置とともに、武力行使の一般的禁止の例外として規定されたも

*本稿の注におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2014 年 6 月 3 日である。

¹ 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会「「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書」, 2014.5.15. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/singi/anzenhosyou2/dai7/houkoku.pdf>>

² 「安倍内閣総理大臣記者会見」2014.5.15. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0515kaiken.html>

³ 集団的自衛権については、国際法上の位置付けや政府の憲法解釈などをめぐり、様々な論考がある。以下の当館刊行物も参照されたい。鈴木尊紘「憲法第 9 条と集団的自衛権—国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見る—」『レファレンス』730 号, 2011.11, pp.31-47. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3194045_po_073002.pdf?contentNo=1>; 松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達—国際法上の議論—」『レファレンス』696 号, 2009.1, pp.79-98. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999625_po_069604.pdf?contentNo=1>; 山田邦夫『自衛権の論点』(調査資料 2005-2-d シリーズ憲法の論点⑫) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2006. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998450_po_200605.pdf?contentNo=1>

⁴ 筒井若水編集代表『国際法辞典』有斐閣, 1998, p.176.

⁵ 「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」(国連憲章第 51 条)「国連憲章テキスト」国連広報センターウェブサイト <http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/>

⁶ 浅田正彦編著『国際法 第 2 版』東信堂, 2013, pp.414-419.

のである。

なお、自衛権については当初の国連憲章の草案には入っておらず、武力行使禁止の例外として、安保理による強制措置が定められているのみであった。この強制措置により、国連の集団安全保障体制が機能することが企図されていた。しかし、安保理では大国に拒否権が認められていたため、これが機能するかどうか疑問視された。そこで、地域的な共同防衛体制の創設を目指していた米州諸国の要請により、安保理の許可を必要としない防衛行動を可能にするため、自衛権についての条項が設けられることになった⁷。

2 行使の要件

集団的自衛権の行使の要件について、国際司法裁判所（ICJ）の立場が提示されたのが、1986年のニカラグア事件判決⁸である。国連憲章第51条は「武力攻撃が発生した場合」を挙げているが、判決では、これに加え、集団的自衛権の行使の要件として、武力攻撃の被害国が武力攻撃を受けたとの宣言を行うこと及び当該国からの要請があることが必要であるとした。こうした要件が明示されたことにより、集団的自衛権の濫用の防止に一定の効果があるとされる⁹。

なお、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下「日米安全保障条約」）や「北大西洋条約」（North Atlantic Treaty.いわゆる「NATO 条約」）といった集団防衛条約の多くは、国連憲章第51条で認められる個別的又は集団的自衛権の行使に言及している。ただし、集団防衛条約が事前に締結されていることが、集団的自衛権発動の不可欠の前提とは必ずしもされていないとされる¹⁰。

3 援用事例

これまで、集団的自衛権が援用された事例のうち、代表的なものとして以下がある¹¹。

①ソ連によるもの

- ・ハンガリーにおける武力行使（1956年）
- ・チェコスロバキアにおける武力行使（1968年）

②米国によるもの

- ・ベトナム戦争への介入（1965年）

③米英等によるもの

⁷ 同上, pp.415-416.

⁸ 概要は、松葉 前掲注(3)pp.91-93; 中谷和弘「集団的自衛権と国際法」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』東信堂, 2007, pp.42-45.

⁹ 中谷 同上, p.45; 浅田 前掲注(6), p.420.

¹⁰ 中谷 同上, pp.41-42.

¹¹ 過去の行使事例については、松葉 前掲注(3), pp.93-97; 中谷 前掲注(8), pp.45-50; 松竹伸幸『集団的自衛権の深層』平凡社, 2013, pp.59-80 を参照。なお、日本政府は、「外務省として把握している国際連合憲章第51条に従い集団的自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置として国際連合安全保障理事会に報告されたもの」として14の事例を挙げている。福島みずほ参議院議員提出「集団的自衛権並びにその行使に関する質問主意書」（平成26年4月10日質問第67号）に対する答弁書（平成26年4月18日内閣参質186第67号） <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/touh/t186067.htm>> 同答弁書では、I-3で述べた事例についてはいずれも挙げられているものの、I-2で言及したニカラグア事件については、米国による安保理への集団的自衛権の行使に関する報告がなされていないため、挙げられていない。

・イラクによるクウェート侵攻に対する反撃（1990年）

④北大西洋条約機構（NATO）諸国によるもの

・米国同時多発テロに対するアフガニスタンへの武力行使（2001年）

こうした事例について、不当な軍事介入の根拠付けに集団的自衛権が用いられてきたとして、集団的自衛権が濫用されやすいことを問題視する指摘が見られる¹²。こうした指摘は、わが国による集団的自衛権の行使について否定的な識者のみならず、必ずしもそうでない識者からもなされている¹³。

II 憲法第9条と集団的自衛権の関係をめぐる憲法学説

以下では、集団的自衛権が憲法第9条によって否定されているか、否定されていないとすれば、無条件に認められるのか、条件付きで認められているのか、という観点から、憲法学説を分類することを試みる。ただし、そもそも集団的自衛権が憲法学者によって自覚的に論じられるようになったのは、主に最近のことである。

1 集団的自衛権に否定的な説

わが国で最も読まれているとされる憲法の概説書において、芦部信喜教授は、集団的自衛権について、「他国に対する武力攻撃を、自国の実体的権利が侵されなくても、平和と安全に関する一般的利益に基づいて援助するために防衛行動をとる権利であり、日本国憲法の下では認められない」と簡潔に記している¹⁴。この点について、集団的自衛権の行使を否定する根拠の不足を指摘する批判がある¹⁵が、その批判に対して、「武力なき自衛権」論¹⁶をとる芦部説においては当然の帰結であり、わざわざ説明するまでもないと反論する見解もある¹⁷。

佐藤功教授によると、憲法第9条が一切の戦争及び武力の行使を否認している以上、自衛権の行使は、①日本の領域が武力攻撃を受け、②その武力攻撃を防止するために他に方法がなく、かつ、③その防止のため必要最小限度における行動である場合に限られるため、「日本の場合は通常の意味における集団的自衛権は認められない」とされる¹⁸。

戸波江二教授は、「武力の行使を禁止している日本国憲法が、現実に日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、日本が武力をもって他国への攻撃に立ち向かうことまで認めているとは解されない」とし、集団的自衛権は憲法上否定されると解している¹⁹。

木村草太准教授は、国家の実力行使の類型を、国内におけるものか国外におけるものか、相手の攻撃に対して反撃する場合（消極的実力行使）か相手の攻撃がないにもかかわらず

¹² 柳澤協二『亡国の安保政策—安倍政権と「積極的平和主義」の罠—』岩波書店、2014、p.33; 阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』有斐閣、2013、p.52等。

¹³ 中谷 前掲注(8)、p.45。

¹⁴ 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第5版』岩波書店、2011、p.60。

¹⁵ 大石真「日本国憲法と集団的自衛権」『ジュリスト』1343号、2007.10.15、p.42。

¹⁶ 自衛権の行使は、①外交交渉による侵略の未然回避、②警察力による侵害の排除、③民衆が武器をもって抵抗する群衆蜂起などにより行使されるものにとどまるとする考え方。芦部 前掲注(14)、p.61。

¹⁷ 愛敬浩二「自衛権論の現在と憲法9条論の課題」『ジュリスト』1378号、2009.5.1・15、pp.118-119。

¹⁸ 佐藤功『日本国憲法概説 全訂第5版』学陽書房、1996、p.121。

¹⁹ 戸波江二『憲法 新版』（地方公務員の法律全集1）ぎょうせい、1998、p.101。

自ら攻撃する場合（積極的実力行使）かによって分け、さらに、保護対象の種類（日本政府、日本国民、外国政府、外国人）によって類型を細分化して、憲法により許容される実力行使の場合について考察している。木村准教授によれば、集団的自衛権は、外国政府を保護対象とする消極的域外実力行使に該当する。日本政府や日本国民の保護のための活動は、日本国民の生命、身体、財産保護という憲法第13条に基づく義務を果たすために、憲法上認められる実力行使となるが、外国政府については、そのような憲法上の根拠がない。したがって、集団的自衛権の行使は憲法上認められないとする。木村准教授は、日本国の防衛のために集団的自衛権が必要であるという議論に対し、日本国の防衛に本当に必要なら、個別的自衛権の行使として説明できるはずであると反論している²⁰。

2 集団的自衛権に否定的でない説

（1）集団的自衛権を肯定する説

II-1 で見た佐藤教授、戸波教授、木村准教授に共通しているのは、自国に対する攻撃があった場合において、自衛権は発動することができるのであって、集団的自衛権の場合には、自国ではなく、外国に対する攻撃が問題となっているのであるから、自衛権を発動することができないという論理である²¹。

一方、こうした見解を批判しているのが、西修教授である。西教授は、佐藤教授らの見解を直接批判しているのではなく、佐藤教授の見解とほぼ同一である政府解釈を批判する文脈で次のように主張している。「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」という政府の集団的自衛権の定義は、国際的に認知されていない。「締約国に対する攻撃は自国に対する攻撃とみなす」という NATO の考え方に倣うべきであり、「わが国に対する攻撃だけに限るという専守防衛論」をとるべきではない²²。西教授は、憲法は集団的自衛権を明確に否定していないのであるから、日本は、解釈上、個別的自衛権、集団的自衛権の双方を持っており、それを行使できると解している²³。

長尾一紘教授は、集団的自衛権の行使を認めない政府解釈は、日米同盟の弱体化の要因となっており²⁴、世界的に見ても「非常識」である²⁵とし、解釈変更が適当であると述べている。

その他には、武力によらない集団的自衛権の行使が認められるという粕谷進教授のものもある。粕谷教授は、「憲法はきわめて限定的ながら、『武力なき集団的自衛権』の行使を否認していない」とした上で、「この自衛権を行使できる範囲は、それが武力によらない自衛の方法である以上、原則として日本の領域内に限定されるであろう」と述べている²⁶。

²⁰ 木村草太「憲法9条の機能と意義—国家の実力行使の諸類型と憲法—」『論究ジュリスト』9号, 2014春, pp.59-60.

²¹ 木村准教授の場合は、在外日本国民に対する攻撃への反撃も、当該国民が所在する外国の主権を尊重し、国際法の枠内で行うことができる点で、佐藤教授、戸波教授よりも議論の射程が広い。同上, p.59.

²² 西修・池田実「憲法9条の政府解釈は見直すべきだ—集団的自衛権の行使は当然認められる—」『改革者』579号, 2008.10, p.11; 西修「いわゆる4類型に関する若干の憲法的考察—政府解釈の再検証を中心として—」『防衛法研究』32号, 2008, p.16.

²³ 西修「「自衛権行使」否定していない」『毎日新聞』2013.10.4.

²⁴ 長尾一紘『日本国憲法 全訂第4版』世界思想社, 2011, p.313.

²⁵ 長尾一紘「中高生のための国民の憲法講座 第46講 「積極的平和主義」を考える」『産経新聞』2014.5.17.

²⁶ 粕谷教授は、集団的自衛権の行使を認めてもよいと思われる具体例を挙げている。「もしアメリカの軍艦への

(2) その他の説

大石眞教授は、集団的自衛権の行使が認められるか否かについて、明確な立場を表明していないが、「憲法に明確な禁止規定がないにもかかわらず集団的自衛権を当然に否認する議論にはくみしない」と述べている。もっとも、大石教授は、「これまで憲法上否認されると公権的に解釈されてきたものを是認するというためには、やはり憲法改正という公式手続を踏んで明文化するのが最も賢明なやり方だと考えられる」という。²⁷

Ⅲ 集団的自衛権に関する政府の憲法解釈

集団的自衛権と憲法第9条との関係について、政府の憲法解釈が現在の形で定着したのは、昭和56(1981)年に出された答弁書²⁸とされる。同答弁書は、日本は集団的自衛権を国際法上、保有しているが、憲法上、行使が許されないとの立場をとる。

その理由として、政府の憲法解釈の要である自衛権発動の3要件との整合性が挙げられる。政府の言う自衛権発動の3要件とは、①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②この場合にこれを排除するためにはほかの適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、の3つを満たす場合に限り自衛権を行使できるというものである²⁹。集団的自衛権は、このうち①を満たさないために、行使が認められないとしている³⁰。

なお、現在の政府の憲法解釈の確立以前には、これとは異なる解釈が示された時期もあった。集団的自衛権に関する政府の解釈について、国会答弁等を中心にその変遷をまとめたのが参考資料2である³¹。

Ⅳ 集団的自衛権に関する政府の憲法解釈見直しに向けた動き

1 第1次安倍内閣とその後

集団的自衛権についての政府解釈見直しに向けた動きが本格化するののは、第1次安倍内閣時である。平成19(2007)年から首相の私的諮問機関である安保法制懇(座長・柳井俊二元駐米大使)において議論が行われた。

安倍首相は、安保法制懇に対して、4つの類型を提示し、日本がこれらに対処できない

武力攻撃をそのまま放置しておいたのでは、やがてわが国の安全が危うくなる可能性が大いにありとみられる場合には、たとえ武力によらない自衛の方法の範囲でもアメリカ軍に協力し、もって自国の安全を保持しようとする事までも否認していないのではなかろうか。」粕谷進『憲法第九条と自衛権 新版』信山社出版、1992、p.150。

²⁷ 大石 前掲注(15), pp.45-46.

²⁸ 稲葉誠一衆議院議員提出「『憲法、国際法と集団的自衛権』に関する質問主意書」(昭和56年4月22日質問第32号)に対する答弁書(昭和56年5月29日内閣衆質94第32号) <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b094032.htm> なお、この政府解釈の原型となったのが、昭和47(1972)年に政府が国会に提出した資料とされている(参考資料2参照)。

²⁹ 第19回国会衆議院内閣委員会議録第20号 昭和29年4月6日 p.2。(佐藤達夫法制局長官の答弁)等。

³⁰ 阪田 前掲注(12), pp.55-58.

³¹ 詳細は以下を参照。鈴木 前掲注(3); 阪口規純「集団的自衛権に関する政府解釈の形成と展開—サンフランシスコ講和から湾岸戦争まで—(上)」『外交時報』1330号、1996.8、pp.70-98; 同「集団的自衛権に関する政府解釈の形成と展開—サンフランシスコ講和から湾岸戦争まで—(下)」『外交時報』1331号、1996.9、pp.79-99.

ままでよいのかという問題意識から、検討を指示した。4 類型とは、①公海における米艦の防護、②米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃、③国際的な平和活動における武器使用、④同じ国連平和維持活動に参加している他国の活動に対する後方支援である。

安保法制懇は平成 20（2008）年 6 月に、政府の憲法解釈を変更し、4 類型への対処をいづれも可能とするよう求める内容の報告書を提出した³²。ただし、①②は集団的自衛権の行使を認めることにより、可能にすべきであるという結論であったが、③④は集団的自衛権の問題ではなく、集団安全保障との関連で、当該の活動が「海外での武力行使」や「他国軍の武力行使との一体化」に当たるとしてきた従来の憲法解釈を変えるよう求める内容であった。

2 第 2 次安倍内閣

（1）安保法制懇の第 2 次報告書提出までの動き

平成 24（2012）年の衆議院議員総選挙の結果、自民党と公明党を与党とする第 2 次安倍内閣が発足した。安倍首相は、就任会見において、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更についての検討を始めることを表明した³³。その後、安保法制懇が再開された。

こうした中、平成 25（2013）年 8 月、政府は、第 2 次安倍内閣でも、集団的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりであるとしつつも、安保法制懇の議論を踏まえて、対応を改めて検討していくとする答弁書を閣議決定した³⁴。

平成 26（2014）年に入り、安倍首相は、第 186 回国会の施政方針演説で、改めて集団的自衛権への対応について言及し³⁵、国会における論戦も本格化した。

（2）安保法制懇の第 2 次報告書と首相による基本的方向性の表明

平成 26 年 5 月、安保法制懇は報告書（以下「第 2 次報告書」）³⁶を首相に提出した。

第 2 次報告書は、憲法第 9 条の解釈の在り方にはじまり、自衛権や集団安全保障、武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）への対応など、多岐にわたる論点について述べるものであった³⁷。集団的自衛権については、自衛のための「必要最小限度」の中に集団的自

³² 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会「「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書」2008.6.24. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/houkokusho.pdf>>

³³ 「安倍内閣総理大臣就任記者会見」2012.12.26. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2012/1226kaiken.html>

³⁴ 辻元清美衆議院議員提出「集団的自衛権の行使に関する質問主意書」（平成 25 年 8 月 5 日質問第 5 号）に対する答弁書（平成 25 年 8 月 13 日内閣衆質 184 第 5 号）<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/s_hitsumon/b184005.htm>

³⁵ 第 186 回国会衆議院会議録第 1 号 平成 26 年 1 月 24 日 p.5.

³⁶ 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 前掲注(1)

³⁷ 憲法第 9 条の在り方や集団的自衛権行使に関する内容以外では、主に以下のような内容が含まれていた。① 国連の集団安全保障措置は、わが国が当事国である国際紛争を解決する手段としての「武力の行使」には当たらず、憲法上の制約はないと解釈すべきこと。② 自衛隊が国連平和維持活動（PKO）等の一員として、駆け付け警護や妨害排除のために国際基準に従って行う武器使用は、憲法第 9 条の禁ずる武力の行使には当たらないと解すべきこと。③ 在外自国民の保護・救出は、領域国の治安活動を補完・代替するものにすぎないものであって、領域国の同意がある場合には、「武力の行使」に当たらず、憲法上の制約はないと解すべきこと。④ 武力攻撃に至らない侵害への対応については、「組織的計画的な武力の行使」かどうか判別がつかない侵害であっても、そのような侵害を排除する自衛隊の必要最小限度の国際法上合法的な行動は憲法上容認されるべきであるが、現行の自衛隊法の規定では、隙間が生じうる可能性があるため、国際法上許容される範囲で、国内法制を充実

衛権の行使も含まれると解すべきであるとして、その行使が憲法第9条に違反するというこれまでの政府の解釈の変更を求めた。

加えて、第2次報告書では、集団的自衛権の行使の要件や手続等についても言及され、以下のような点が提示された³⁸。

- ① 第三国の領域を通過する場合には、わが国の方針として、その国の同意を得ること
- ② 個別的自衛権を行使する場合と同様に、事前又は事後に国会の承認を得ること
- ③ 内閣総理大臣の主導の下、国家安全保障会議の議を経るべきであり、内閣として閣議決定により意思決定すること

なお、集団的自衛権を行使する場合の自衛隊の活動地域について、第2次報告書は、「憲法解釈上、地理的な限定を設けることは適切でない」とした。

第2次報告書を受け、首相は今後の政府による検討の基本的方向性を表明した³⁹。憲法第9条が自衛権や集団安全保障については何ら言及していないことを理由に、同報告書が、自衛のための武力の行使や軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置への参加に、憲法上の制約はないと解すべきとしていたのに対して、安倍首相はこれを退け、わが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方について、政府として今後さらに研究を進めていく考えを示した。

V 主要な論点

1 憲法解釈変更をめぐる論点

(1) 憲法解釈の変更

集団的自衛権の行使容認が、憲法解釈変更によって可能か否かが、目下のところ重要な論点であると言えよう。安保法制懇の第2次報告書が提出される以前から、安倍首相は、集団的自衛権の行使容認が、新解釈によって可能である旨を述べてきた⁴⁰。

しかし、これまで政府は、集団的自衛権の行使を憲法上可能にするためには、憲法改正が必要との解釈をとってきた⁴¹。従来の政府答弁といかに整合させるかが課題となろう。

(2) 憲法改正との関係

憲法改正を経ずに、長年維持してきた憲法解釈を時の政権が変更することに批判的な主張は根強い。集団的自衛権の行使を可能とする解釈の変更は、憲法第9条の規範性を損なわせ、実質的には憲法第9条の削除を意味するとの主張も見られる⁴²。また、安保法制懇の報告書に見られるような、安全保障環境が変わったから、憲法解釈も見直すべきとの主

させていく必要があること。

³⁸ 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 前掲注(1), pp.22-23.

³⁹ 前掲注(2)

⁴⁰ 第186回国会参議院予算委員会会議録第2号 平成26年2月5日 p.5等。

⁴¹ 第98回国会衆議院予算委員会会議録第12号 昭和58年2月22日 p.28. (角田禮次郎内閣法制局長官の答弁) なお、この見解について、質問した市川雄一衆議院議員は、安倍晋太郎外相と谷川和穂防衛庁長官に一致するかどうか確認を求め、両大臣とも「法制局長官の述べたとおり」と答弁した。

⁴² 浦田一郎「集団的自衛権とは何か—憲法との関係を中心に—」浦田一郎ほか『ハンドブック集団的自衛権』(岩波ブックレット) 岩波書店, 2013, p.16; 青井未帆・阪田雅裕「対談 これは憲法問題だ 「解釈」で平和主義を捨ててよいのか」『世界』856号, 2014.5, p.72. (阪田氏の発言)

張に対し、環境が変わったのであれば、憲法改正を發議するべきであるとする識者もいる⁴³。

これに対し、行使容認に肯定的な立場からは、憲法改正は時間がかかるので、解釈変更による対応を急ぐべきとの声が聞かれる⁴⁴。一方、集团的自衛権の行使容認を主張する立場にも憲法改正が必要との主張がある⁴⁵。

(3) 砂川事件の最高裁判決の評価

国の最終的な憲法解釈は、最高裁判所が行うものであるところ、最高裁判所は憲法が集团的自衛権の行使を禁止していると判断したことはないとする主張も見られる⁴⁶。第2次報告書は、昭和34(1959)年12月の砂川事件の最高裁判所の判決⁴⁷を引用して、同様の主張を行った⁴⁸。憲法学者の一部には同判決を引用して集团的自衛権の行使を認めるべきとする意見がある⁴⁹が、大半は、同判決において集团的自衛権は念頭になかったとして、否定的な見解を示している⁵⁰(なお、砂川事件の最高裁判決の概要は参考資料3を参照のこと)。

2 安全保障・防衛政策への影響

今後、集团的自衛権の行使を容認するとすれば、日本の安全保障政策の大転換となり、具体的な防衛政策への影響が出てくるであろうと指摘されている。

例えば、攻撃的兵器不保持の原則との関連である。政府は、自衛隊が保有できる装備は、自衛のための必要最小限度の実力に限られるとし、攻撃的兵器の保有は許されないとの立場をとってきた⁵¹。しかし、集团的自衛権の行使が容認されれば、日本の防衛には不必要でも、遠方の同盟国の防衛のために必要な兵器の保持の容認につながることもなり、周

⁴³ 阪田雅裕「集团的自衛権の行使容認は憲法解釈ではできない 安倍首相、国民投票を! 阪田雅裕元内閣法制局長官」『週刊朝日』5241号, 2014.3.21, pp.128-131.

⁴⁴ 北岡伸一「憲法解釈見直しはなぜ必要か—現代における平和と集团的自衛権—」『中央公論』1559号, 2013.10, p.95.

⁴⁵ 山崎拓元自民党副総裁の主張。「解釈改憲「将来に禍根残す」 山崎元自民副総裁インタビュー」時事ドットコム, 2014.5.15. <http://www.jiji.com/jc/pol-interview?p=yamasaki_taku02-01>

⁴⁶ 高村正彦自民党副総裁の主張。「集団自衛権見直し公明と調整へ 高村氏 増す存在感 最高裁判決 基づき提言」『読売新聞』2014.3.21.

⁴⁷ 本文は以下を参照。裁判所ウェブサイト<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319122921884541.pdf>

⁴⁸ 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 前掲注(1), p.5.

⁴⁹ 西駒澤大学名誉教授はこの立場である。西修「自衛と他衛は不可分の関係—解釈改憲は立憲主義を侵さない」『中央公論』1567号, 2014.6, pp.99-101; 西修【正論】国民の憲法1年 「集団自衛権」蘇らせた砂川判決『産経新聞』2014.5.2; 西修『憲法改正の論点』(文春新書) 文藝春秋, 2013, pp.123-129.

⁵⁰ 小林節慶應義塾大学名誉教授、長谷部恭男早稲田大学教授、水島朝穂早稲田大学教授はこの立場である。『権力による憲法泥棒』小林節・慶応大名誉教授『朝日新聞』2014.4.20; 「解釈改憲、「法の支配」危機 長谷部・杉田両教授の連続対談」『朝日新聞』2014.5.3; 水島朝穂「安保法制懇の「政局的平和主義」—政府解釈への「反逆」—」『世界』856号, 2014.5, pp.90-91. ただし、当時から砂川判決と集团的自衛権との関係について議論がなされていたのも事実である。判決が出された当時、林修三法制局長官(現在の内閣法制局長官)は、架空の対談の形式を用いた随筆で砂川判決を解説し、同判決により、個別的自衛権があることははっきりと認められたが、多数意見においては集团的自衛権を認めているかどうかについては未解決であることや、田中耕太郎裁判官の補足意見(参考資料3参照)は集团的自衛権が広く認められるという立場であるという印象があることについて言及している。林修三「砂川判決をめぐる若干の問答—新安保条約との関係にも触れて—」『時の法令』344号, 1960.3.3, pp.53-54.

⁵¹ 第112回国会参議院予算委員会会議録第18号 昭和63年4月6日, pp.2-3. (瓦力防衛庁長官の答弁)等。

辺諸国との間で、わが国自らが際限のない軍拡競争に意図せずに道を開く可能性も指摘されている。このように、集団的自衛権の行使容認は、憲法第9条を根拠に形成されてきたわが国の抑制的な防衛政策上の諸原則を揺るがしかねないとも指摘されている。⁵²

3 米国との関係

日米同盟と集団的自衛権との関係については、1990年代の新たな「日米防衛協力のための指針」(新ガイドライン) やその関連法などの、一連の日米防衛協力拡大に関する議論の過程でも焦点となった。その際、米国との共同対処が、集団的自衛権の行使に当たる可能性について指摘されたが、米国の武力行使と一体化しなければ集団的自衛権に当たらないと政府は説明してきた⁵³。

2000年代に入ると、超党派の知日派有力者グループ⁵⁴が、日本の集団的自衛権の行使の禁止が、同盟協力に対する制約になっているとした上で、「集団的自衛権の行使が解禁されれば、より緊密かつ効果的な安全保障協力が可能となる」とした報告書を発表した⁵⁵。

2013年10月の日米安全保障協議委員会(2+2)において、日米両政府は、同盟関係をバランスのとれた実効性のあるものにする事で合意し、米国は、集団的自衛権行使容認に向けた日本の取組を歓迎する意向を表明した⁵⁶。さらに2014年5月、安倍首相が示した集団的自衛権に関する検討の基本的方向性に関し、国務省副報道官は集団的自衛権の行使が憲法上認められるかどうかに関する日本の議論を歓迎し支持する旨を述べた⁵⁷。

4 周辺諸国との関係

⁵² 「(私の視点) 集団的自衛権 自衛隊装備の限界説明を 木下昌彦『朝日新聞』2014.5.15.

⁵³ 例えば小渕恵三首相は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(平成11年法律第60号、以下「周辺事態法」)に基づいて実施する米国に対する後方地域支援について、それ自体は武力の行使に該当せず、また米軍の武力の行使との一体化の問題が生ずることも想定されないため、集団的自衛権の行使につながるものではないとの答弁を行った。第145回国会参議院会議録第3号 平成11年1月22日 p.15.

⁵⁴ 米国のビル・クリントン(William J. Clinton) 民主党政権で国防次官補を務めたジョセフ・ナイ(Joseph S. Nye.)、ロナルド・レーガン(Ronald Reagan) 共和党政権で国防次官補を務めたリチャード・アーミテージ(Richard L. Armitage) 両氏ら。

⁵⁵ Institute for National Strategic Studies, “The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership,” *INSS Special Report*, October 11, 2000. 邦訳は以下。米国防大学国家戦略研究所「<資料>米国と日本—成熟したパートナーシップへ向けて—」『海外事情』49巻2号, 2001.2, pp.75-87. なお、両氏らは2007年には第2次、2012年には第3次の報告書を発表した。第2次報告書では日本の憲法論議を歓迎する旨が述べられ、第3次報告書では集団的自衛権の禁止は日米同盟にとって障害であると記述された。Richard L. Armitage and Joseph S. Nye, “The U.S.-Japan Alliance: Getting Asia Right through 2020,” *CSIS Report*, February 2007. <http://csis.org/files/media/isis/pubs/070216_asia2020.pdf>; Richard L. Armitage and Joseph S. Nye, “The U.S.-Japan Alliance: anchoring stability in asia,” *A report of the CSIS Japan chair*, August 2012. <http://csis.org/files/publication/120810_Armitage_USJapanAlliance_Web.pdf> それぞれ邦訳は以下。「「米日同盟—2020年のアジアを正しく方向付けるために—」アーミテージ・レポート2」『朝雲』2007.4.12-5.17; 読売新聞東京本社国際部訳「第3次アーミテージ・ナイ報告書「2012年8月」 日米同盟：アジアの安定のために 全訳」『読売クォーター』23号, 2012.秋, pp.60-81.

⁵⁶ 「日米安全保障協議委員会共同発表—より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて— (仮訳)」2013.10.3. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000016027.pdf>>

⁵⁷ U.S. Department of State, Daily Press Briefing, May 15, 2014. <<http://www.state.gov/r/pa/prs/dpb/2014/05/226224.htm>>

中国政府は、集団的自衛権の行使容認に向けた日本の動きに対して警戒感を表明した⁵⁸。また、韓国外交部は、集団的自衛権という語を直接用いてはいないが、日本の防衛論議と関連し、「朝鮮半島の安全保障や我々の国益に影響を及ぼす事項は、我々の要請または同意がない限り決して容認されない」との論評を発表した⁵⁹。

5 集団的自衛権の行使を容認した場合の検討課題

憲法解釈の変更により、集団的自衛権の行使を容認したとしても、実際に行使するためには、その要件や手続等を定めるなど、検討されなければならない課題が多くある。

今後の議論の中で、多様な論点が浮上する可能性があるが、現時点で、重要と思われる検討課題として、以下が挙げられる。

(1) 国会承認

第2次報告書は、個別的自衛権と同様、集団的自衛権行使の際の国会承認を「事前又は事後」とした。現在の自衛隊法は、個別的自衛権の発動である「防衛出動」について、国会の承認は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合を除き、事前に得る必要があるとしている。個別的自衛権の行使、すなわち日本が直接攻撃された場合についてさえ、事前が原則となっていることを考えると、日本が直接攻撃されていない場合である集団的自衛権の行使の場合には、これと同等以上の厳格な要件が必要ではないかとの指摘がある⁶⁰。

(2) 地理的限定

集団的自衛権を行使する地理的限定について、第2次報告書の提出前にも「自衛隊が地球の裏側まで行くのか」が、議論となった⁶¹。この点は、行使容認に反対する立場から特に懸念されている点と言える。

(3) 関連法令の整備

関連法令の整備と関連し、特に「国家安全保障基本法」の取扱いをどうするかは一つの課題である。安全保障の基本法として、自民党は野党時代の平成24(2012)年7月に集団的自衛権の行使を可能にすることを柱とする「国家安全保障基本法案」を党として決定した⁶²。しかし、同法の制定には時間がかかると見られており、報道によれば、自衛隊法をはじめとする自衛隊の活動を定めた既存の個々の法令の改正を先行させると言われる。そ

⁵⁸ 「外交部、安倍首相の集団的自衛権行使容認の意向について」『人民網日本語版』2014.5.16. <<http://j.people.com.cn/94474/8629129.html>>

⁵⁹ 「일본 안보간담회 보고서 및 아베 총리의 기자회견 관련 외교부 대변인 논평」2014.5.15. 韓国外交部ウェブサイト <<http://m.mofa.go.kr/boardselectview.do?seqno=350357&typeid=6&divisionid=235>>

⁶⁰ 柳澤 前掲注(12), p.45.

⁶¹ 例えば、防衛省出身の高見沢将林内閣官房副長官補が「地球の裏側」で集団的自衛権を行使する可能性に言及し議論となったことがある。「地球の裏側」発言に波紋 自衛隊派遣、政権は火消し『朝日新聞』2013.9.25.

⁶² 「国家安全保障基本法案(概要)」2012.7.4. 自由民主党ウェブサイト <https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-137.pdf>; 「集団的自衛権の行使を可能に 国家安全保障基本法案の概要を了承」2012.7.6. 自由民主党ウェブサイト <<https://www.jimin.jp/activity/news/117612.html>>; 「時代に即した安保体制を 石破茂安全保障調査会長に聞く」『自由民主』2520号, 2012.8.7. 自由民主党ウェブサイト <<https://www.jimin.jp/activity/colum/117888.html>>

のため、基本法の制定は不要との見方もある⁶³。

さらに、集団的自衛権を行使するとすれば、安保条約の改定が必要との見解もある⁶⁴。すなわち、現行の安保条約は日本の施政下にある領域のみに適用されるものであり（第5条）、適用領域をこのままにするかどうかを含む日米安保条約の在り方全体が議論となる可能性もあろう。

6 グレーゾーン事態対処など関連の論点

第2次報告書は、IV-2-(2)で触れたように、集団的自衛権に関する政府解釈の見直しだけでなく武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）への対処や集団安全保障への対応など多様な論点を含むものであった。

このため、これらの点についても、自民、公明両党による「安全保障法制整備に関する与党協議会」で議論されることとなった。具体的には、①武装集団による離島占拠などのグレーゾーン事態、②PKOで自衛隊が民間人らを助ける「駆け付け警護」などの国際協力、③武力行使にあたる行動（集団的自衛権行使を含む）の3つの点に関し、具体的なケースが事例として挙げられ、議論が進められている⁶⁵。

おわりに

平成26（2014）年5月28日には衆議院予算委員会、同29日には参議院外交防衛委員会で、集中審議が行われ、集団的自衛権に関し、議論された⁶⁶。ここでも、V-6で述べた与党協議会と同様、いくつかの具体的な事例が議論の対象となった。

集団的自衛権の行使容認のための憲法解釈の見直しについて、議論の行方は流動的である。まずは、憲法解釈の変更が行われるか否かが焦点となろう。そして、グレーゾーン事態への対処やPKO等の国際協力も含め、具体的な法整備に際しては、国会における掘り下げた議論が必要となろう。

【執筆分担】

はじめに、Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、おわりに、参考資料1、2・・・山本 健太郎（外交防衛課）
Ⅱ、参考資料3・・・山岡 規雄（憲法課）

⁶³ 北岡 前掲注(44), p.94.

⁶⁴ 川上高司「日米同盟 集団的自衛権と日米同盟の壁—安保条約改定という不可欠な難題—」『外交』21号, 2013.9, p.125.

⁶⁵ 「集団自衛権 公明、自民と着地点模索 与党協議開始 「連立に亀裂」は回避」『読売新聞』2014.5.21; 「[スキャナー] 集団自衛権 与党協議 急ぐ自民 粘る公明」『読売新聞』2014.5.28.

⁶⁶ 「集団的自衛権、初の国会論戦、発動、事例で限定難しく、首相「十分に法整備」、戦闘地域、歯止めは首相「さらに議論」」『日本経済新聞』2014.5.29; 「集団的自衛権：「武力行使」線引きで応酬 公海で臨検、首相意欲—外交防衛委」『毎日新聞』2014.5.30.

参考資料 1 集団的自衛権に関する主な動き

年月日		動き
1945	10.24	国連憲章発効。第 51 条で集団的自衛権を「個別的又は集団的自衛の固有の権利」と明記。
1947	5.3	日本国憲法施行。
1950	2.3	吉田茂首相、「集団的自衛権の実際的な形を見たうえでなければ答えられない」と国会で答弁。
	8.10	警察予備隊発足。
1952	4.28	日米安全保障条約発効。
1954	7.1	自衛隊発足。
1960	3.31	岸信介首相、「一切の集団的自衛権を持たないということは言い過ぎだと考えている」と国会で答弁。
	6.23	新日米安全保障条約発効。
1978	11.27	日米防衛協力のための指針（旧ガイドライン）を日米安全保障協議委員会が了承。
1981	5.29	政府、集団的自衛権について、国際法上保有しつつも、憲法上、行使は許されないとする答弁書を閣議決定。
1983	2.22	角田禮次郎内閣法制局長官、集団的自衛権の行使のためには憲法改正が必要である旨を国会で答弁。
1997	9.23	新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）を日米安全保障協議委員会（2+2）が了承。
1999	5.24	周辺事態法成立。
2000	10.11	第 1 次アーミテージ・レポート、日本に集団的自衛権の行使容認を求める。
2007	5.18	安倍晋三首相の下で「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）第 1 回開催。
2008	6.24	安保法制懇、集団的自衛権の行使を可能にするよう、憲法解釈の変更を求める報告書（第 1 次報告書）を福田康夫首相に提出。
2012	12.26	安倍首相、就任会見で、集団的自衛権の行使、憲法解釈の変更についての検討を始めることを表明。
2013	2.8	安保法制懇、再開。
	8.13	政府、第 2 次安倍内閣でも、集団的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりであるとしつつも、安保法制懇の議論を踏まえて、対応を改めて検討していくとする答弁書を閣議決定。
	10.3	日米安全保障協議委員会（2+2）の共同発表、日本の「集団的自衛権の行使に関する事項を含む自国の安全保障の法的基盤の再検討」などの取組を米国が歓迎する旨を記述。
2014	1.24	安倍首相、施政方針演説で、集団的自衛権への対応について言及。
	5.15	安保法制懇、集団的自衛権の行使を可能にするよう、憲法解釈の変更を求める報告書（第 2 次報告書）を提出。 安倍首相、安保法制懇の第 2 次報告書を受け、今後の検討の基本的方向性について説明。

（出典）「防衛年表」『防衛白書 平成 25 年版』pp.402-416 及び各種新聞記事等を参考に筆者作成。

参考資料 2 集団的自衛権に関する政府の主な国会答弁等

番号	年月日	内容	答弁者等
1	1949.12.21	国際連合憲章第 51 条では、国家の単独の固有の自衛権という観念のほかに、集団的の自衛権というものを認めている。この集団的自衛権というものが国際法上認められるかどうかは、国際法の学者の間に非常に議論が多い点であり、私どもはその条文の解釈に自信を持っていない。	西村熊雄外務省条約局長
2	1950.2.3	(集団的自衛権を認めるかとの質問に対し) 集団的自衛権の実的な形を見た上でなければお答えができない。	吉田茂首相
3	1951.11.7	日本は独立国であるから、集団的自衛権も個別的自衛権も完全に持つ。	西村外務省条約局長
4	1960.3.31	米国に対し施設区域を提供している。あるいは、米国が他の国の侵略を受けた場合に、これに対して経済的な援助を与えるとすることまでを集団的自衛権に含まれるとすれば、これは否定されていない。	林修三法制局長官
5	1960.3.31	集団的自衛権という内容が最も典型的なものは、他国に行ってこれを守るというものだが、他国への基地の提供のようなことも集団的自衛権として解釈すれば、一切の集団的自衛権を持たないということは言い過ぎだと考えている。	岸信介首相
6	1972.10.14	政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界を超えるものであって許されないとの立場に立っている。 わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。	政府の国会提出資料
7	1981.5.29	国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。 我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。	政府の答弁書

(出典) 以下の資料を基に筆者作成。読みやすいよう、字句や文体は適宜改め、一部を抜粋したのものもある。

- 1: 第 7 回国会衆議院外務委員会議録第 1 号 昭和 24 年 12 月 21 日 p.7.
- 2: 第 7 回国会衆議院予算委員会議録第 7 号 昭和 25 年 2 月 3 日 p.7.
- 3: 第 12 回国会参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会議録第 12 号 昭和 26 年 11 月 7 日 p.5.
- 4: 第 34 回国会参議院予算委員会議録第 23 号 昭和 35 年 3 月 31 日 pp.24-27.
- 5: 第 34 回国会参議院予算委員会議録第 23 号 昭和 35 年 3 月 31 日 pp.24-27.
- 6: 第 69 回国会参議院決算委員会提出資料 昭和 47 年 10 月 14 日 同資料の本文は以下を参照。『防衛ハンドブック 平成 26 年版』朝雲新聞社, 2014, pp.633-634.
- 7: 稲葉誠一衆議院議員提出「『憲法、国際法と集団的自衛権』に関する質問主意書」(昭和 56 年 4 月 22 日質問第 32 号) に対する答弁書 (昭和 56 年 5 月 29 日内閣衆質 94 第 32 号) <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b094032.htm>

参考資料3 砂川事件最高裁判所大法廷判決（昭和34年12月16日）の概要

* 足立勝義「最高裁判所の砂川事件判決」『判例時報』208号, 1960.1.1, pp.2-6 に基づき整理した^(注1)。

事件の経緯

昭和32年7月8日米軍立川飛行場拡張に反対する運動員らが境界柵を破壊し、同飛行場内に立ち入った。検察官は、被告人7名を日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法（以下「刑特法」という。）第2条違反として起訴した。第1審の東京地方裁判所は、米軍の駐留が違憲であると判断し、刑特法第2条は、正当な理由なしに軽犯罪法よりも重い刑罰を科すものであって、適正な手続を保障する憲法第31条に反するとし、被告人を無罪とした。これに対し、検察官は、憲法解釈に誤りがあるとして、最高裁に跳躍上告を行った。

最高裁判決の概要

安保条約^(注2)は違憲であるとはいえないため、安保条約が違憲であることを前提として刑特法第2条が憲法第31条に違反するとしたのは失当であるとの理由（全裁判官一致の見解）から、原判決を破棄し、本件を東京地方裁判所に差し戻した。

判決理由（多数意見）は、安保条約は高度の政治性を有するものであり、その合憲違憲の法的判断は、司法裁判所の審査には原則としてなじまない性質のものであり、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであるというものであった（いわゆる統治行為論^(注3)）。

これに対し、別の理由から安保条約を違憲と判断することはできないとする意見が、大別すると2つ存在した。その一つは、安保条約についての司法審査も可能であるとした上で、安保条約が積極的に合憲であるとする小谷、奥野、高橋、石坂の4裁判官の意見（ただし、石坂裁判官は補足意見）であった。いま一つは、島、河村大助両裁判官の補足意見であり、国の安全保障についてどのような政策をとるかは、政治部門の裁量に委ねられるとするものであった。

意見とは、多数意見と結論を同じくするが、その理由付けを異にするものであり、補足意見とは、多数意見に結論及び理由付けの双方において賛成するが、理由付けを補足するものである。

自衛権に関する主な記述

（以下、多数意見並びに集団的自衛権と砂川事件判決の関係という視点から重要と思われる補足意見及び意見の一部分を引用する。）

判決理由（多数意見）

「…わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。すなわち、われら日本国民は、憲法九条二項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによつて生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼

^(注1) 重要な最高裁判所判決については、当該事件の調査を担当した最高裁判所調査官による解説が『法曹時報』に掲載され、「調査官解説」と呼ばれる。調査官による本判決の解説として、本論文と白石健三「砂川事件の最高裁判決について」『法律のひろば』1960.2, pp.16-19があるが、いずれもいわゆる「調査官解説」ではない。

^(注2) 昭和26（1951）年に締結された日米安全保障条約（いわゆる旧安保条約）。

^(注3) 純粹な統治行為論でなく、裁量行為説の思想も取り入れられているとの指摘もある（白石 前掲注(注1), p.19）。

することによつて補ない、もつてわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全保障等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであつて、憲法九条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。…（中略）…同条〔憲法第9条〕二項がいわゆる**自衛のための戦力の保持**をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。」（この点は、全裁判官一致）

「…右安全保障条約の目的とするところは、その前文によれば、平和条約の発効時において、**わが国固有の自衛権**を行使する有効な手段を持たない実情に鑑み、無責任な軍国主義の危険に対処する必要上、平和条約がわが国に主権国として**集団的安全保障取極**を締結する権利を有することを承認し、さらに、**国際連合憲章がすべての国が個別のおよび集団的自衛の固有の権利を有することを承認している**のに基き、わが国の防衛のための暫定措置として、武力攻撃を阻止するため、わが国はアメリカ合衆国がわが国内およびその附近にその軍隊を配備する権利を許容する等、わが国の安全と防衛を確保するに必要な事項を定めるにあることは明瞭である。…」

田中耕太郎裁判官の補足意見

「…今や諸国民の間の相互連帯の関係は、一国民の危急存亡が必然的に他の諸国民のそれに直接に影響を及ぼす程度に拡大進化されている。従つて一国の自衛も個別的にすなわちその国のみの立場から考察すべきでない。一国が侵略に対して自国を守ることは、同時に他国を守ることになり、他国の防衛に協力することは自国を守る所以でもある。換言すれば、今日ではもはや厳格な意味での自衛の観念は存在せず、**自衛はすなわち「他衛」、他衛はすなわち自衛**という関係があるのみである。…」

「…我々は、憲法の平和主義を、単なる一国家だけの観点からでなく、それを超える立場すなわち世界法的次元に立つて、民主的な平和愛好諸国の法的確信に合致するように解釈しなければならない。**自国の防衛**を全然考慮しない態度はもちろん、これだけを考へて**他の国々の防衛**に熱意と関心をもたない態度も、憲法前文にいわゆる「自国のことのみ」に専念する国家的利己主義であつて、真の平和主義に忠実なものとはいえない。」

奥野健一、高橋潔両裁判官の意見

「…安保条約は平和条約五条(c)と六条(a)但書に則りわが国と米国との間に締結された条約であつて、…わが国は、**国連憲章の承認しているすべての国の固有する「個別及び集団的自衛権の行使」**として、わが国に対する武力攻撃を阻止するため、日本国内及びその附近に米国軍隊を維持することを希望し、米国に対しその軍隊を右地域に配備する権利を許与し、米国はこれを受諾し、その配備した軍隊を「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するため等」に使用することができる」ことを協定したものであつて、国連憲章の制約と国連の一般的統制の下に、**国連憲章五一条の「個別、集団的自衛の固有の権利」**に基き、専ら「武力攻撃が発生した場合における」**自衛のための措置**を協定した**集団的安全保障取極**である…。すなわち、右条約は各国の固有する**自衛権**に基く防衛目的のための措置を定めたものであつて、固より侵略を目的とする軍事同盟であるとはいふ難く、従つて前記説明の趣旨において憲法九条の精神にも、その前文の趣旨にも反するものとはいえない。…」